

次期熊本県教育大綱及び教育振興基本計画の策定について

令和５年（２０２３年）７月

教育政策課

１ 次期教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３の規定に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての基本方針として、地方公共団体の長（知事）が「熊本県教育大綱」を策定。策定に当たっては、あらかじめ、総合教育会議における協議が必要。

現大綱に期間の定めはないが、知事の任期を考慮し、令和５年度（２０２３年度）までを対象期間と考えていることから、次期大綱について、新たに策定される県総合計画との整合を図りながら、令和６年度（２０２４年度）中に策定する。

２ 次期教育振興基本計画策定の趣旨

教育基本法第１７条第２項の規定に基づき、県の教育振興に関する方策を総合的に取りまとめた「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」を策定。

第３期プランの計画期間が令和５年度（２０２３年度）までとなっており、次期教育振興基本計画（以下、「次期計画」という。）を策定する。

３ 次期計画の概要

- （１）名 称 第４期熊本県教育振興基本計画（仮称）
- （２）計画期間 令和６年度（２０２４年度）～令和９年度（２０２７年度）
- （３）計画策定 令和６年度（２０２４年度）

４ 次期計画策定スケジュール

- （１）第４期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会（仮称）の設置
９月頃までに有識者からなる委員会を立ち上げ、令和５年度（２０２３年度）～令和６年度（２０２４年度）に年２回程度委員会を開催し、御意見をいただく。
- （２）策定・公表
委員会等での検討を進め、パブリックコメントの実施や県議会教育警察常任委員会への報告等を経て、令和６年度（２０２４年度）中の策定・公表を予定。

※教育委員会には、適宜、策定内容の協議及び報告を行って参ります。